

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年4月14日開催 信託協会]

## 1. グループ・グローバルベースのリスク管理について

- 国内外の金融機関グループにおいて、海外の特定取引先の破綻から多額の損失が発生する事案が公表されている。一般論として、大手銀行グループでは海外の証券・投資銀行業務からの収益も多く、海外エンティティにおいてリスクの高い取引が行われる場合もあると承知している。
- 海外エンティティについては、
  - ・ 現地の規制等も反映し、複雑な組織構造となる場合がある
  - ・ 国・地域によって、規制・会計・商慣習など様々な差異があり、一貫性を持った管理に課題が生じやすい
  - ・ こうした中で、取引によっては、例えばセールスを行うエンティティとブッキングを行うエンティティが別の国に所在する場合があるといった特性を踏まえたうえで、グループ全体の方針と統合的な形でリスクテイクやリスク管理が実施されることが重要である。
- 金融庁としては、個別エンティティに対するモニタリングと併せて、FGとの間で、グループ・グローバルベースでの態勢整備・ガバナンスの構築といったリスク管理の在り方について、意見交換をしてまいりたい。

## 2. 育児休業等を取得する個人顧客向けローンに係る留意事項（周知）について

- 3月26日、育児休業等を取得する個人顧客向けローンに係る留意事項について、各業界団体等を通じ、預金取扱金融機関に対して以下のとおり周知を行うとともに、金融庁HPに公表した。
  - ・ 育児休業・産前産後休業・介護休業を取得する顧客からの住宅ローン等の申込みや条件変更等について、育児休業等を取得することのみをもって一律に謝絶することなく、育児休業等の取得を踏まえた返済計画など

顧客の状況やニーズをきめ細かく把握し、顧客の立場に立って対応すること

- ・ 上記について適切な対応を徹底するため、顧客説明態勢及び融資審査態勢（審査基準を含む。）を確認し、必要に応じて見直し等を行うこと

### 3. 日本銀行との連携強化に向けた取組みについて

- 金融庁と日本銀行は、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減の観点から、更なる連携強化に向けた取組みを3月22日に公表した。
- 大手銀行についての具体的な方向性は、以下のとおり。
  - ・ ヒアリングの共同実施や重要なテーマに関する共同調査といった従来の取組みを拡充するなど、金融庁の常時検査と日本銀行のオフサイト・モニタリングの連携を深めていく。
  - ・ 金融機関の負担軽減の観点から、金融機関からの同意を得たうえで日本銀行との情報共有を進める。
- 今後、具体的な運用を積み重ねる中で、金融機関の負担軽減を実現していくため、年1～2回を目途に、金融庁・日本銀行と業界との意見交換会を開催する。

### 4. 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）の公表について

- 一昨年9月、金融庁は、「新規融資時の無保証割合」や「事業承継時の保証徴求割合」を、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として設定したところ。
- これに基づき、主要行等（※）及び地域銀行には、令和元年度下期分に引き続き、令和2年度上期分の本指標について公表いただいたところであり、こうした各金融機関の取組み状況のより一層の「見える化」を図るため、前回同様、金融庁ホームページにおいて、各行の本指標を一覧化した情報を公表した。

(※) みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行

- KPI の水準については、各行における顧客の特性や規模等にもよると考えているが、今般の KPI の状況を踏まえながら、各行におかれては、担保・保証に依存しない融資について、引き続き取り組んでいただきたい。

#### 5. 顧客本位の業務運営の「見える化」について

- 昨年8月の金融審市場ワーキング報告書を踏まえ、本年1月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が改訂された。同報告書では、金融庁において、顧客にとってわかりやすい情報発信を行う観点から、原則の項目毎に金融事業者の取組み比較を行うことと、好事例と不芳事例を比較分析することが提言されている。
- これを受け、4月12日、原則を採択する金融事業者から金融庁への新たな報告様式とともに、金融庁における好事例の分析に当たってのポイントを公表（初回集計の報告期限は6月末）。
- 今後、金融庁HPの事業者リストには、原則の項目毎の取組方針が明確であることが確認できた金融事業者のみ掲載していく。

#### 6. バーゼル規制関連の公表について

- 3月31日、以下3件の公表を行った。
  - ① レバレッジ比率規制に関する告示の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等
    - ・ 同日公布・適用。対象は国際基準行。
    - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に係る足許の情勢に鑑み、レバレッジ比率を算定するにあたり日銀預け金を分母の総エクスポージャーから除外する時限措置を1年間（来年3月末まで）延長したもの。
  - ② 流動性比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正（案）

に対するパブリックコメントの結果等

- ・ 同日公布、適用開始は本年9月末を予定。対象は国際基準行。
  - ・ バーゼル委員会で合意した流動性規制である安定調達比率（NSFR）の導入に係るもの。足許の市場環境に鑑み、国債の保有等に係る緩和措置を手当している。
- ③ 自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）におけるオペレーショナル・リスクに係る告示の一部改正（案）
- ・ 2023年3月期からの国内実施を予定しているバーゼルⅢに係るものであり、パブリックコメントの募集を開始した。
  - ・ 今般、他のリスク・カテゴリに先立ってオペレーショナル・リスクに係る部分を公表した。

## 7. AI翻訳に関する協力について

- 国際金融センターの実現に向けた課題の一つである金融行政の英語化に関し、昨年12月の経済対策にAI翻訳技術の活用が盛り込まれた。
- 金融庁は、国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）に委託し、金融分野の翻訳精度を向上させたAI翻訳モデルの構築を目指している。貴協会や協会員におかれては、翻訳精度の向上に向けて、日英で同一内容のワードもしくはエクセルファイルの既存文書を、可能な範囲で、4月中をメドにご提供いただきたい。
- 構築されたAI翻訳モデルは、NICTから民間のAI翻訳サービス提供者にも公開され、一般の利用に供される予定。金融業界における英語対応の底上げに繋がることが期待される。

## 8. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及については、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカー

ドの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っているところ。

- 更に、昨年12月の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえて公表した金融担当大臣談話においても、各金融機関において、マイナンバーカードの普及に協力することを要請しておりますところ、この場を借りて改めて、その普及へのご協力をお願いしたい。

(以 上)